

健感発 0803 第 2 号

平成 30 年 8 月 3 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課長

レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する
技術上の指針の一部改正について（通知）

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

平成 30 年 6 月 15 日の厚生科学審議会感染症部会における議論を踏まえ、レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成 15 年厚生労働省告示第 264 号。以下「指針」という。）を別添のとおり改正しましたので、下記のとおり通知いたします。

つきましては、今般の改正の趣旨を踏まえ、感染症対策の一層の推進を図っていただきますようお願いいたします。

なお、貴都道府県等の社会福祉施設等を所管する部局にも周知を行っておりますので、必要に応じ連携を図っていただくようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

高齢者施設において、加湿器内の汚染水のエアロゾル（目に見えない細かな水滴）を吸入したこと等が原因とされるレジオネラ症の感染事例が報告されたことを踏まえ、加湿器の衛生上の措置について明記するための改正を行うもの。

第 2 主な改正内容

新たに加湿器による衛生上の措置に関する項目を設け、エアロゾルを発生させる加湿器の衛生上の措置に関する基本的考え方、構造設備上の措置及び維持管理上の措置について定める。

第 3 適用期日

平成 30 年 8 月 3 日